

1 4本柱で施策を着実に推進

母子家庭対策については、母子家庭等の自立の促進を図りながら、その児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっていることを踏まえ、平成14(2002)年に母子及び寡婦福祉法等の関係法律を改正し、下記のように、母子家庭等に対する生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策の4本柱で総合的な母子家庭の自立支援策を推進してきた。(図表1-2-1)

①子育てと生活支援

ひとり親家庭等が自立するためには、安心して子育てと仕事を両立できるよう支援することが重要であることから、母子及び寡婦福祉法第28条に基づき、市町村では、ひとり親家庭等の保育所の優先入所につき特別の配慮を行うとともに、子育て短期支援(ショートステイ、トワイライトステイ)事業、母子家庭等日常生活支援事業等が実施されている。

②就業支援

母子家庭の経済的な自立を図る上で、就業は大変重要なものであり、母子及び寡婦福祉法に基づいて、都道府県等において就業相談や職業能力の向上などを行うことを内容とする総合的な就業支援事業、母子家庭の母が教育訓練講座を受講した場合に授業料の一部を支給することなどを内容とする母子家庭自立支援給付金事業、公共的施設における雇入れの促進等が行われている。

③養育費の確保

平成14(2002)年の母子及び寡婦福祉法の改正により、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと等が規定され、平成15(2003)年及び平成16(2004)年には、民事執行法の改正が行われている。

これらを受け、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すための「養育費に関するリーフレット」等を作成し、市町村へ配布している。また、母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、養育費の問題に関し弁護士等による特別相談を実施するとともに、平成19(2007)年度からは、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置している。

さらに、平成19(2007)年度に「養育費相談支援センター」を創設し、養育費に関する情報提供を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センター等に対する相談支援や研修などを実施している。

④経済的支援

母子家庭の自立を図る上で、経済的な支援が重要であり、経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付けが必要となったときに、母子福祉資金貸付金の貸付けを行うほか、児童扶養手当による支援を行っている。